

令和2年2月26日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和2年第1回

# 杵築市議会定例会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※



## 目 次

議案第 1 号	令和 2 年度杵築市一般会計予算	－ 予算書 1 ページ －
議案第 2 号	令和 2 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計予算	－ 特別会計予算書 1 ページ －
議案第 3 号	令和 2 年度杵築市国民健康保険特別会計予算	－ 特別会計予算書 5 ページ －
議案第 4 号	令和 2 年度杵築市後期高齢者医療特別会計予算	－ 特別会計予算書 9 ページ －
議案第 5 号	令和 2 年度杵築市介護保険特別会計予算	－ 特別会計予算書 13 ページ －
議案第 6 号	令和 2 年度杵築市農業集落排水事業特別会計予算	－ 特別会計予算書 17 ページ －
議案第 7 号	令和 2 年度杵築市水道事業会計予算	－ 公営企業会計予算書 1 ページ －
議案第 8 号	令和 2 年度杵築市工業用水道事業会計予算	－ 公営企業会計予算書 3 ページ －
議案第 9 号	令和 2 年度杵築市下水道事業会計予算	－ 公営企業会計予算書 5 ページ －

- 議案第10号 令和2年度杵築市立山香病院事業会計予算  
－ 公 営 企 業 会 計 予 算 書 7 ペ ー ジ ー
- 議案第11号 令和元年度杵築市一般会計補正予算（第9号）  
－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ ー
- 議案第12号 令和元年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正  
予算（第3号）  
－ 補 正 予 算 書 11 ペ ー ジ ー
- 議案第13号 令和元年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（  
第4号）  
－ 補 正 予 算 書 17 ペ ー ジ ー
- 議案第14号 令和元年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第2号）  
－ 補 正 予 算 書 21 ペ ー ジ ー
- 議案第15号 令和元年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第4  
号）  
－ 補 正 予 算 書 25 ペ ー ジ ー
- 議案第16号 令和元年度杵築市簡易水道事業特別会計補正予算（  
第3号）  
－ 補 正 予 算 書 29 ペ ー ジ ー
- 議案第17号 令和元年度杵築市農業集落排水事業特別会計補正予  
算（第2号）  
－ 補 正 予 算 書 35 ペ ー ジ ー
- 議案第18号 令和元年度杵築市公共下水道事業特別会計補正予算  
（第3号）  
－ 補 正 予 算 書 39 ペ ー ジ ー

- 議案第 19 号 令和元年度杵築市特定環境保全公共下水道事業特別  
会計補正予算（第 3 号） - 補正予算書 45 ページ -
- 議案第 20 号 令和元年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（第  
4 号） - 補正予算書 51 ページ -
- 議案第 21 号 杵築市行政組織条例の一部改正について  
- 議案書 9 ページ -
- 議案第 22 号 杵築市行政区設置条例の一部改正について  
- 議案書 11 ページ -
- 議案第 23 号 杵築市ケーブルネットワーク施設条例の一部改正に  
ついて - 議案書 13 ページ -
- 議案第 24 号 杵築市コミュニティバス条例の一部改正について  
- 議案書 15 ページ -
- 議案第 25 号 杵築市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正に  
ついて - 議案書 17 ページ -
- 議案第 26 号 杵築市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補  
償等に関する条例の一部改正について  
- 議案書 19 ページ -
- 議案第 27 号 杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用  
弁償等に関する条例の一部改正について  
- 議案書 21 ページ -

- 議案第 28 号 杵築市特別職の職員の給料月額の特例措置に関する条例の一部改正について - 議案書 29 ページ -
- 議案第 29 号 杵築市職員の給与に関する条例の一部改正について - 議案書 31 ページ -
- 議案第 30 号 杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について - 議案書 33 ページ -
- 議案第 31 号 杵築市地域包括支援センター事業特別会計条例を廃止する条例の一部改正について - 議案書 35 ページ -
- 議案第 32 号 杵築市債権管理条例の制定について - 議案書 37 ページ -
- 議案第 33 号 杵築市行政財産使用料条例の一部改正について - 議案書 45 ページ -
- 議案第 34 号 杵築市手数料条例の一部改正について - 議案書 51 ページ -
- 議案第 35 号 杵築市福祉に関する事務所条例の一部改正について - 議案書 53 ページ -
- 議案第 36 号 杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例の一部改正について - 議案書 55 ページ -

- 議案第 37 号 杵築市立児童館条例の一部改正について  
- 議案書 58 ページ -
- 議案第 38 号 杵築市長寿祝金条例の制定について  
- 議案書 60 ページ -
- 議案第 39 号 杵築市大田高齢者デイサービスセンター条例の廃止  
について  
- 議案書 63 ページ -
- 議案第 40 号 杵築市健康推進館条例の一部改正について  
- 議案書 65 ページ -
- 議案第 41 号 杵築市健康福祉センター条例の一部改正について  
- 議案書 67 ページ -
- 議案第 42 号 杵築市簡易水道事業を杵築市水道事業に統合するこ  
とに伴う関係条例の整理について  
- 議案書 69 ページ -
- 議案第 43 号 杵築市交通安全条例の一部改正について  
- 議案書 75 ページ -
- 議案第 44 号 杵築市企業立地促進条例の一部改正について  
- 議案書 77 ページ -
- 議案第 45 号 杵築市農畜産物加工センター条例の廃止について  
- 議案書 79 ページ -

- 議案第 4 6 号 杵築市営住宅条例の一部改正について  
－ 議案書 81 ページ －
- 議案第 4 7 号 杵築市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について  
－ 議案書 84 ページ －
- 議案第 4 8 号 杵築市定住促進住宅条例の一部改正について  
－ 議案書 86 ページ －
- 議案第 4 9 号 杵築市普通公園等条例の一部改正について  
－ 議案書 89 ページ －
- 議案第 5 0 号 杵築市いじめの防止等に関する条例の一部改正について  
－ 議案書 91 ページ －
- 議案第 5 1 号 杵築市公民館条例の一部改正について  
－ 議案書 94 ページ －
- 議案第 5 2 号 杵築市きつき城下町資料館条例の一部改正について  
－ 議案書 96 ページ －
- 議案第 5 3 号 杵築市杵築城条例の一部改正について  
－ 議案書 99 ページ －
- 議案第 5 4 号 杵築市大原邸条例の一部改正について  
－ 議案書 101 ページ －



- 議案第 5 5 号 杵築市佐野家条例の一部改正について  
- 議案書 103 ページ -
- 議案第 5 6 号 杵築市重光家条例の一部改正について  
- 議案書 105 ページ -
- 議案第 5 7 号 杵築市磯矢邸条例の一部改正について  
- 議案書 107 ページ -
- 議案第 5 8 号 杵築市スポーツ施設条例の一部改正について  
- 議案書 109 ページ -
- 議案第 5 9 号 杵築市 B & G 海洋センター条例の一部改正について  
- 議案書 112 ページ -
- 議案第 6 0 号 下水道事業の地方公営企業法一部適用に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について  
- 議案書 114 ページ -
- 議案第 6 1 号 工事請負契約の変更契約の締結について  
- 議案書 116 ページ -
- 議案第 6 2 号 権利の放棄について  
- 議案書 118 ページ -
- 議案第 6 3 号 杵築市山香温泉風の郷の指定管理者の指定について  
- 議案書 123 ページ -

議案第 6 4 号 風の郷パークゴルフ場の指定管理者の指定について

－ 議案書 125 ページ －

議案第 6 5 号 市道の路線廃止及び路線認定について

－ 議案書 127 ページ －

報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

(令和元年度杵築市一般会計補正予算 (第 8 号))

－ 議案書 132 ページ －

報告第 2 号 専決処分の報告について

－ 議案書 133 ページ －

議案第 2 1 号

杵築市行政組織条例の一部改正について

杵築市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市行政組織条例の一部を改正する条例

杵築市行政組織条例（平成20年杵築市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条第7号を次のように改める。

（7） 人権啓発・部落差別解消推進課

第2条第7項を次のように改める。

7 人権啓発・部落差別解消推進課

（1） 人権啓発に関すること。

（2） 部落差別の解消の推進に関すること。

（3） 男女共同参画に関すること。

第2条第8項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とする。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（杵築市議会委員会条例の一部改正）

2 杵築市議会委員会条例（平成17年杵築市条例第234号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「人権・同和対策課」を「人権啓発・部落差別解消推進課」に改める。

議案第 22 号

杵築市行政区設置条例の一部改正について

杵築市行政区設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市行政区設置条例の一部を改正する条例

杵築市行政区設置条例（平成17年杵築市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条から第9条までを削り、第10条を第3条とする。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 23 号

杵築市ケーブルネットワーク施設条例の一部改正に  
ついて

杵築市ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正  
する条例

杵築市ケーブルネットワーク施設条例（平成17年杵築市条例  
第20号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「880円」を「1,320円」に改  
める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。



議案第 24 号

杵築市コミュニティバス条例の一部改正について

杵築市コミュニティバス条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市コミュニティバス条例の一部を改正する条例

杵築市コミュニティバス条例（平成18年杵築市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100円」を「200円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。

議案第 25 号

杵築市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正に  
ついて

杵築市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正  
する条例

杵築市職員の服務の宣誓に関する条例（平成17年杵築市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 26 号

杵築市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

杵築市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

杵築市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年杵築市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 27 号

杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用  
弁償等に関する条例の一部改正について

杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関  
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用  
弁償等に関する条例の一部を改正する条例

杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年杵築市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

部活動指導員	1時間当 たり	1,600円
--------	------------	--------

」

を

「

学校評議員		年額	5,000円
いじめ・不登校対策委員会委員	学識経験者委員	日額	10,000円
	委員	日額	4,500円
学校問題解決支援会議委員	学識経験者委員	日額	10,000円
	委員	日額	4,500円
いじめ問題再調査委員会委員	学識経験者委員	日額	10,000円
	委員	日額	4,500円
学校給食センター運営委員会委員		日額	4,500円
学校給食センター運営委員会監査委員		日額	4,500円



に、

「

統計調査員	毎年予算で定める額		
税理士等の資格を有する者のうちから選任された社会福祉法人監査委員	毎年予算で定める額		
公務災害補償等	認定委員会委員	日額	4,500円
	審査会委員	日額	4,500円

を

「

公務災害補償等認定委員会委員	日額	4,500円
公務災害補償等審査会委員	日額	4,500円

に、

「

交通指導員	年額	60,000円
家庭児童相談員	月額	98,000円
児童館運営委員会委員	日額	4,500円
総合計画審議会委員	日額	4,500円

を

「

子ども・子育て会議委員		日額	4,500円
総合計画審議会委員	学識経験者委員	日額	10,000円
	委員	日額	4,500円

」

に、

「

市職員産業医		年額	52,000円
保育園嘱託医		年額	32,000円
保育園歯科医		1回につき	12,000円
学校医及び学校歯科医	幼稚園	年額1園当たり	32,000円
	小学校	年額1校当たり	62,000円
	中学校	年額1校当たり	62,000円

」

を

「

産業医		年額	52,000円
こども園嘱託医		年額	32,000円
こども園歯科医		日額	12,000円
学校医	幼稚園	年額1園当たり	32,000円
	小学校	年額1校	62,000円

		当たり	
	中学校	年額1校 当たり	62,000円
学校歯科医	幼稚園	年額1園 当たり	32,000円
	小学校	年額1校 当たり	62,000円
	中学校	年額1校 当たり	62,000円

」

に、

「

学校健康診断眼科、耳鼻 科嘱託医		1回につ き	12,000円
固定資産評価員		日額	4,500円
予防接種嘱託医		1回につ き	12,000円
予防接種嘱託看護師		1回につ き	4,500円
防災会議	会長	日額	4,500円
	委員	日額	4,500円
国民保護協議 会委員	会長	日額	4,500円
	委員	日額	4,500円
社会教育指導員		月額	105,000円

」

を

「

固定資産評価員	日額	4,500円
消防団員	杵築市消防団条例（平成17年杵築市条例第186号）で定める額	
防災会議委員	日額	4,500円
国民保護協議会委員	日額	4,500円

に、  
「

杵築市伝統的 建造物群保存 地区保存審議 会委員	学識経験 者委員	日額	10,000円
	委員	日額	4,500円
介護保険事業計画策定委 員会委員		日額	4,500円
杵築市障害者 介護給付費等 審査会委員	会長	1回につ き	15,000円
	委員	1回につ き	13,000円
杵築市障害者計画策定委 員会委員		1回につ き	4,500円
杵築市障がい 者差別等事案 解決委員会委 員	学識経験 者委員	日額	10,000円
	委員	日額	4,500円

を

「

伝統的建造物 群保存地区保 存審議会委員	学識経験 者委員	日額	10,000円
	委員	日額	4,500円
介護保険事業運営協議会 委員		日額	4,500円
介護保険事業計画並びに 老人福祉計画策定委員会 委員		日額	4,500円
障害者介護給 付費等審査会 委員	会長	日額	15,000円
	委員	日額	13,000円
障がい者差別 等事案解決委 員会委員	学識経験 者委員	日額	10,000円
	委員	日額	4,500円

」

に、

「

杵築市自治基本条例審議 会委員	日額	4,500円
市税等徴収囑託員	月額	80,000円
シティマネージャー	日額	40,000円
地域支援員	日額	6,500円
地域おこし協力隊員	月額	160,000円
小野尾揚水施設看守人	月額 (4月間 )	28,000円

小杉揚水施設看守人	月額 (5月間 )	23,000円
-----------	-----------------	---------

を  
「

シティマネージャー	日額	40,000円
水道事業審議会委員	学識経験者委員	日額 10,000円
	委員	日額 4,500円

に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(杵築市水道事業審議会条例の一部改正)
- 2 杵築市水道事業審議会条例(平成18年杵築市条例第66号)の一部を次のように改正する。  
第6条を次のように改める。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員に対する報酬及び費用弁償については、杵築市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年杵築市条例第36号)に定めるところによる。

議案第 28 号

杵築市特別職の職員の給料月額の臨時特例措置に関する条例の一部改正について

杵築市特別職の職員の給料月額の臨時特例措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特別職の職員の給料月額の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

杵築市特別職の職員の給料月額の特例措置に関する条例（平成29年杵築市条例第6号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和2年1月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年10月22日まで」に改め、本則ただし書中「第5条及び」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



議案第 29 号

杵築市職員の給与に関する条例の一部改正について

杵築市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

杵築市職員の給与に関する条例（平成17年杵築市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第13項から第16項までを削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第30号

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部改正に  
ついて

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

令和2年2月26日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正  
する条例

杵築市職員の給与の特例に関する条例（平成25年杵築市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「令和2年1月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に改め、  
「（給与条例附則第13項から第15項まで及び杵築市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年杵築市条例第2号）附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）」を削り、同項第2号中「別表第2の6級の項に規定する課長、参事及び委員会等の事務局の長並びに杵築市立図書館及び杵築市立民俗資料館条例（平成17年杵築市条例第198号）第5条に規定する館長の職務」を「第22条に規定する管理職手当の支給を受ける職員」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第1項又は第2項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 31 号

杵築市地域包括支援センター事業特別会計条例を廃止する条例の一部改正について

杵築市地域包括支援センター事業特別会計条例を廃止する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市地域包括支援センター事業特別会計条例を廃止する条例の一部を改正する条例

杵築市地域包括支援センター事業特別会計条例を廃止する条例（令和元年杵築市条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

（経過措置）

- 2 杵築市地域包括支援センター事業特別会計の令和元年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 2 号

杵築市債権管理条例の制定について

杵築市債権管理条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市債権管理条例

### (目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の適正な管理に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利（地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第4項第3号から第8号までに掲げるものを除く。）をいう。
- (2) 強制徴収公債権 地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権（以下「公債権」という。）である市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収公債権 公債権である市の債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (4) 私債権 市の債権のうち、公債権以外のものをいう。
- (5) 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

### (他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則等（以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

### (市長等の責務)



第4条 市長及び地方公営企業の管理者（以下「市長等」という。）は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則等の定めに従い、市の債権の適正な管理に努めなければならない。

（台帳の整備）

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則等で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

（徴収計画）

第6条 市長等は、市の債権を計画的に徴収するため、規則等で定めるところにより毎年度徴収計画を策定するものとする。

（督促）

第7条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（滞納処分等）

第8条 市長等は、強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令等の規定によりこれを行わなければならない。

（強制執行等）

第9条 市長等は、非強制徴収債権について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第12条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第13条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

（1） 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証がある非強制徴収債権を含む。）については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対

して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

(3) 前2号に該当しない非強制徴収債権（第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第10条 市長等は、市の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第13条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第11条 市長等は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第12条 市長等は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又

は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第13条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有

すると認められるとき。

- (5) 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその当該債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

- 第14条 市長等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(放棄)

第15条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 私債権について、消滅時効に係る時効期間が経過したとき（債務者が時効を援用しない特別な理由があるときを除く。）。
- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免かれたとき。
- (4) 第9条に規定する強制執行等の手続又は第11条に規定する債権の申出等の措置をとっても、なお完全に履行されない当該非強制徴収債権について、強制執行等の手続又は債権の申出等の措置が終了したときにおいて、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (5) 第12条に規定する徴収停止の措置をとった当該非強制徴収債権について、徴収停止の措置をとった日から規則等で定める相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復

が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(6) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、当該非強制徴収債権について弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(7) 債務者が失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。

2 市長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（滞納者に関する情報の利用等）

第16条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、市の債権の管理に関する事務を効果的に遂行するため、当該事務の遂行に必要な限度で、法令等の規定に従い、その保有する当該者に関する情報を、保有するに当たって特定された利用の目的以外の目的のために利用し、又は相互に提供することができる。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 33 号

杵築市行政財産使用料条例の一部改正について

杵築市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

(杵築市行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 杵築市行政財産使用料条例（平成17年杵築市条例第84号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

杵築市北杵築地区公民館
杵築市八坂地区公民館
杵築市東地区公民館
杵築市奈狩江地区公民館
杵築市大内地区公民館
杵築市東山香地区公民館
杵築市立石地区公民館
杵築市山浦地区公民館
杵築市上地区公民館

」を

「

杵築市北杵築地区公民館
杵築市八坂地区公民館
杵築市東地区公民館
杵築市奈狩江地区公民館
杵築市大内地区公民館
杵築市東山香地区公民館
杵築市立石地区公民館
杵築市上地区公民館

」に、

「



杵築市営山香体育館  
 杵築市営立石体育館  
 杵築市営石丸体育館  
 杵築市営田原体育館  
 杵築市営朝田体育館  
 杵築市営東山香体育館  
 杵築市営向野体育館  
 杵築市営山浦体育館  
 杵築市営上体育館

」を

「

杵築市営山香体育館  
 杵築市営立石体育館  
 杵築市営田原体育館  
 杵築市営朝田体育館  
 杵築市営東山香体育館  
 杵築市営向野体育館  
 杵築市営山浦体育館  
 杵築市営上体育館

」に改める。

第2条 杵築市行政財産使用料条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。	1回につき 一般 110円	利用者が他 市町村の住 民等の場合
---	---------------------	-------------------------

<p>以下同じ。) 及び12月29日から翌年1月3日までの期間を除く日(休館日を除く。)</p> <p>午前10時から 午後9時まで</p> <p>祝日及び12月29日から翌年1月3日まで(休館日を除く。)</p> <p>午前10時から 午後8時まで</p>	<p>小中学生 50円</p>	<p>は、使用料の100%を加算する。</p>
---	---------------------	-------------------------

」を

「

<p>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。) 及び12月29日から翌年1月3日までの期間を除く日(休館日を除く。)</p> <p>正午から 午後9時まで</p> <p>祝日及び12月29日から翌年1月3日まで(休館日を除く。)</p> <p>正午から 午後8時まで</p>	<p>1回につき 一般 220円 小中学生 110円</p>	<p>利用者が他市町村の住民等の場合は、1回につき一般は330円、小中学生は110円とする。</p>
---	--	--

」に、

「

一般
3, 300円
小学生以下
2, 200円

」を

「

一般
3, 850円
小学生以下
2, 750円

」に、

「

1張り
550円

」を

「

1張り
1, 650円

」に、

「

6, 600円
---------

」を

「

9, 350円
---------

」に、

「

27, 500円
----------

」を  
「  
33,000円  
」に、  
「  
38,500円  
」を  
「  
41,800円  
」に、  
「  
16,500円  
」を  
「  
22,000円  
」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年7月1日から施行する。

議案第 34 号

杵築市手数料条例の一部改正について

杵築市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市手数料条例の一部を改正する条例

杵築市手数料条例（平成17年杵築市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「免除」を「免除等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 戸籍に関し、無料で証明を行うことができる旨を規定する法律に基づく申請があったときは、手数料を徴収しない。

別表交付手数料の部住民票の写しの交付の項中「写し」の次に「又は住民票記載事項証明書」を加え、同項の次に次のように加える。

除票の写し又は除票記載事項証明書の交付	1通	300円
---------------------	----	------

別表交付手数料の部個人番号の通知カードの再交付の項を削り、同部戸籍の附票の写しの交付の項の次に次のように加える。

戸籍の附票の除票の写しの交付	1通	300円
----------------	----	------

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表交付手数料の部個人番号の通知カードの再交付の項を削る改正規定は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 35 号

杵築市福祉に関する事務所条例の一部改正について

杵築市福祉に関する事務所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市福祉に関する事務所条例の一部を改正する条例

杵築市福祉に関する事務所条例（平成17年杵築市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

福祉推進課
子ども子育て支援課

」を

「

福祉事務所
-------

」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



議案第36号

杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例の一部改正について

杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例の一部を  
改正する条例

杵築市山香温泉センター（神塩温泉）条例（平成17年杵築市  
条例第90号）の一部を次のように改正する。

第4条各号を次のように改める。

- （1） 毎週月曜日及び木曜日
- （2） 12月28日から翌年1月3日まで

第5条に次のただし書を加える。

ただし、利用者が次条に定める利用許可の制限に該当しない  
場合においては、第7条に定める使用料を支払うことをもって、  
市長が許可したものとみなす。

別表中

「

午後2時から午後9時まで

」を

「

午後4時から午後8時まで

」に、

「

220円
2,200円
330円
3,300円

」を

「

330円

3, 300円
440円
4, 400円

」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

議案第 37 号

杵築市立児童館条例の一部改正について

杵築市立児童館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市立児童館条例の一部を改正する条例

杵築市立児童館条例（平成17年杵築市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第14条を削り、第15条を第14条とする。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 38 号

杵築市長寿祝金条例の制定について

杵築市長寿祝金条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市長寿祝金条例

杵築市敬老祝金条例（平成18年杵築市条例第12号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、高齢者に対し、長寿祝金を支給することにより、その長寿を祝福するとともに、あわせて高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

（受給資格）

第2条 長寿祝金は、100歳の年齢に達する日（以下「基準日」という。）現在において、杵築市に引き続き1年以上住所を有する者（住民基本台帳に記録されている者に限る。）に対して支給する。

（長寿祝金の額）

第3条 長寿祝金の額は、50,000円とする。

（支給の決定）

第4条 長寿祝金は、第2条の規定の要件を満たす者に対し、市長がその支給を決定する。

（譲渡等の禁止）

第5条 長寿祝金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（支給の制限）

第6条 第2条の規定に該当する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、長寿祝金の受給資格を失う。

（1） 基準日から起算して1年を経過したとき。

（2） その他市長において長寿祝金の支給が適当でないと思われるとき。

（長寿祝金の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正の行為により長寿祝金の支給を受けた者があるときは、その者に対して既に支給した長寿祝金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の杵築市敬老祝金条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく敬老祝金の受給資格を有していた者で、この条例の施行の日の前日までにその支給を受けていないものについては、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

3 前項の規定により、旧条例の規定に基づく敬老祝金の受給資格を有する者についての申請、決定その他の手続については、市長が別に定める。



議案第 39 号

杵築市大田高齢者デイサービスセンター条例の廃止  
について

杵築市大田高齢者デイサービスセンター条例を廃止する条例を  
次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市大田高齢者デイサービスセンター条例を廃止  
する条例

杵築市大田高齢者デイサービスセンター条例（平成17年杵築市条例第105号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第40号

杵築市健康推進館条例の一部改正について

杵築市健康推進館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市健康推進館条例の一部を改正する条例

杵築市健康推進館条例（平成24年杵築市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条の表温水プールの項中「月曜日」の次に「、火曜日」を加える。

第7条の表温水プールの項中「午後9時30分まで」を「午後8時30分まで」に、「午後9時まで」を「午後8時まで」に改める。

別表中

「

330円	440円
160円	220円
3,300円	4,400円
1,600円	2,200円

」を

「

440円	550円
220円	330円
4,400円	5,500円
2,200円	3,300円

」に改める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

議案第 4 1 号

杵築市健康福祉センター条例の一部改正について

杵築市健康福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市健康福祉センター条例の一部を改正する条例

杵築市健康福祉センター条例（平成17年杵築市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第3条中「管理棟及び」を削る。

第5条を削る。

第6条第1号中「祝祭日」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とし、第12条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

別表中「第7条」を「第6条」に改め、同表温泉場の項中「午前10時から」を「正午から」に、「第6条」を「第5条」に改める。

### 附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

議案第 4 2 号

杵築市簡易水道事業を杵築市水道事業に統合することに伴う関係条例の整理について

杵築市簡易水道事業を杵築市水道事業に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市簡易水道事業を杵築市水道事業に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例

(条例の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 杵築市簡易水道事業特別会計条例（平成17年杵築市条例第49号）
- (2) 杵築市簡易水道整備基金条例（平成17年杵築市条例第72号）
- (3) 杵築市簡易水道事業設置条例（平成17年杵築市条例第125号）
- (4) 杵築市簡易水道事業給水条例（平成17年杵築市条例第126号）

(杵築市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 杵築市水道事業の設置等に関する条例（平成17年杵築市条例第217号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

名称		給水区域	給水人口 人	1日最大給水量 m <sup>3</sup>
杵築地域	杵築地区	塩田、城山、錦城、北浜、北台、中央、魚町、据場、錦江、杉山、谷町、仲町、西上、天満、弓町、西新町、札ノ辻、北祇園、守末、古野、南祇園、煙硝倉、南台東、南台	26,556	12,838.92



		西、西下司、東下司、 下原、宮司、宗近、中 平、馬場尾、中ノ原の 一部
	大内 地区	東大内山の一部、西大 内山、菅尾、草場、永 代橋、新興の一部
	東地 区	三川、猪尾、片野、須 崎、西納屋、東納屋、 高須、原北の一部、加 貫の一部、原南の一 部、年田の一部
	八坂 地区	下本庄、上本庄の一 部、友清、熊丸の一 部、野添の一部、生桑 の一部、大左右の一 部、相原の一部、出原 の一部、中、新庄、野 田の一部、平尾台
	北杵 築地 区	鴨川の一部、東溝井の 一部、西溝井の一部
	奈狩 江地 区	横城の一部、奈多の一 部、狩宿の一部、守江 の一部、灘手の一部
山 香	東山 香地	北の原、田居、報国の 一部、大久の一部、南

地域	区	部の一部、大和の一部、山口の一部、西岳の一部、小武の一部、今畑の一部、倉成の一部、高中
	中山香地区	福林、小野尾の一部、樋掛の一部、貫井の一部、住吉、野原、竜船、恒道、若宮、下市、上市、鶴成の一部、内河野の一部、小谷の一部、又井の一部
	上地区	下日指、日指の一部、上日指、東畑部、西畑部、槍原、蔭田、上七区の一部、井手の上の一部、浄土寺・口の尾の一部、下切の一部、南畑の一部
	立石地区	米子瀬の一部、金水の一部、下四区の一部、岡の一部、竜ヶ尾の一部、長上の一部、駅通、鍛冶屋の一部、六区の一部、町上、町下、大月の一部、船の一部

	向野地区	影平、日野地、今原、浄土寺、平山、松尾、薫石、八丸	
	山浦地区	山浦北部、山浦西部、山浦南部、山浦東部	
大田地域	朝田地区	南俣水の一部、東俣水の一部、西俣水	

(杵築市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第3条 杵築市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年杵築市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条第1項第1号中「簡易水道以外の」を削り、同項第2号及び第4号中「前条第1項第1号、第3号及び第4号」を「前条第1号、第3号及び第4号」に改め、同条第2項を削る。

(杵築市水道事業給水条例の一部改正)

第4条 杵築市水道事業給水条例（平成17年杵築市条例第220号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

5 杵築市簡易水道事業を杵築市水道事業に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例（令和2年杵築市条例第号）の施行の日前に、同条例第1条の規定による廃止前の杵築市簡易水道事業給水条例（平成17年杵築市条例第126号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(杵築市簡易水道事業特別会計条例の廃止に伴う経過措置)
- 2 杵築市簡易水道事業特別会計の廃止の際、同特別会計に属する剰余金、債権及び債務は、杵築市水道事業会計に帰属するものとする。  
(杵築市簡易水道整備基金条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 杵築市簡易水道整備基金の廃止の際、同基金に属する現金及び有価証券については、杵築市水道事業会計に帰属するものとする。

議案第 4 3 号

杵築市交通安全条例の一部改正について

杵築市交通安全条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市交通安全条例の一部を改正する条例

杵築市交通安全条例（平成17年杵築市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

（4） 交通秩序を保持し、交通事故を防止するための取組の  
実施

第6条を削り、第7条を第6条とする。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 4 4 号

杵築市企業立地促進条例の一部改正について

杵築市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市企業立地促進条例の一部を改正する条例

杵築市企業立地促進条例（平成23年杵築市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（杵築市税特別措置条例の一部改正）

2 杵築市税特別措置条例（平成17年杵築市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第2項中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。



議案第45号

杵築市農畜産物加工センター条例の廃止について

杵築市農畜産物加工センター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和2年2月26日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市農畜産物加工センター条例を廃止する条例

杵築市農畜産物加工センター条例（平成17年杵築市条例第156号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第46号

杵築市営住宅条例の一部改正について

杵築市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市営住宅条例の一部を改正する条例

杵築市営住宅条例（平成17年杵築市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 市営住宅 公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する公営住宅（以下「公営住宅」という。）で、市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設をいう。

第5条第3号及び第4号中「市営住宅」を「公営住宅」に改め、同条第7号及び第8号中「市営住宅等」を「公営住宅又は改良住宅」に改める。

第6条各号列記以外の部分を次のように改める。

市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定めるもの（次条第2項において「老人等」という。））にあつては第2号から第5号までに掲げる条件、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあつては第3号及び第5号に掲げる条件）を具備する者でなければならない。

第11条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 次のいずれかの請書を提出すること。

ア 独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書

イ 入居決定者が、賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者であって市長が適当と認めるもの（以下「保証業者」という。）と、当該入居決定者の家賃の支払に係る債務を保証することを当該入居決定者が委託することを内容とする契約を締結した場合の当該契約に係る保証業者について記載した請書

第 1 1 条第 3 項中「連署」の次に「又は保証業者についての記載」を加える。

第 1 2 条第 3 項中「前項」の次に「(第 3 号を除く。)」を加える。

第 1 9 条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項ただし書中「未納の家賃又は損害賠償金及びその債務の不履行が存在する」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金がある」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第 3 1 条第 2 項中「第 8 条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を加える。

第 3 5 条第 1 項中「市営住宅の」を「公営住宅の」に改める。  
別表恒道住宅の項を削る。

## 附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 47 号

杵築市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

杵築市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

杵築市特定公共賃貸住宅条例（平成17年杵築市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号を次のように改める。

（1） 次のいずれかの請書を提出すること。

- ア 市長の定める資格を有する連帯保証人の連署する請書
- イ 入居決定者が、賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者であって市長が適当と認めるもの（以下「保証業者」という。）と、当該入居決定者の家賃の支払に係る債務を保証することを当該入居決定者が委託することを内容とする契約を締結した場合の当該契約に係る保証業者について記載した請書

第11条第3項中「連署」の次に「又は保証業者についての記載」を加える。

第20条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書中「未納の家賃又は損害賠償金及びその他の債務の不履行が存在する」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金がある」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充ててを請求することができない。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第48号

杵築市定住促進住宅条例の一部改正について

杵築市定住促進住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日提出

杵築市長 永 松 悟

記



## 杵築市定住促進住宅条例の一部を改正する条例

杵築市定住促進住宅条例（平成17年杵築市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号を次のように改める。

（1） 次のいずれかの請書を提出すること。

ア 独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書

イ 入居決定者が、賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者であって市長が適当と認めるもの（以下「保証業者」という。）と、当該入居決定者の家賃の支払に係る債務を保証することを当該入居決定者が委託することを内容とする契約を締結した場合の当該契約に係る保証業者について記載した請書

第10条第3項中「連署」の次に「又は保証業者についての記載」を加える。

第17条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書中「未納の家賃又は損害賠償及びその他の債務の不履行が存在する」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金がある」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充ててを請求することができない。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第49号

杵築市普通公園等条例の一部改正について

杵築市普通公園等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市普通公園等条例の一部を改正する条例

杵築市普通公園等条例（平成17年杵築市条例第178号）の一部を次のように改正する。

別表松尾川河川プールの項を削る。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第50号

杵築市いじめの防止等に関する条例の一部改正につ  
いて

杵築市いじめの防止等に関する条例の一部を改正する条例を次  
のように定める。

令和2年2月26日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市いじめの防止等に関する条例の一部を改正する条例

杵築市いじめの防止等に関する条例（平成26年杵築市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「定めるとともに」を「定め」に改め、「つくる」の次に「とともに、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」といいます。）と相まって、いじめの防止等のための取組を総合的かつ効果的に推進する」を加える。

第2条第6号中「若しくは」を「又は」に改める。

第14条を第15条とする。

第13条第1項中「ときは」の次に「、法第30条第2項の規定により」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「場合は」の次に「、法第30条第3項の規定により議会に報告するとともに」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の再調査を行う場合は、杵築市いじめ問題再調査委員会を設置します。

第13条を第14条とする。

第12条第1項中「いじめの重大事態」を「法第24条に規定する事案についての調査及び法第28条第1項に規定するいじめの重大事態」に改め、同条第3項中「市長及び」を削り、「市教育委員会に」の次に「報告し、市教育委員会はその旨を市長に」を加え、同条を第13条とする。

第11条中「として」の次に「、法第14条第3項の規定により」を加え、同条を第12条とする。

第10条を第11条とする。

第9条中「できるよう」の次に「、法第14条第1項の規定に

より」を加え、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条中「前条」を「第3条」に、「講じなければ」を「講ずるとともに、必要な財政上の措置に努めなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市は、法第11条の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針及び大分県いじめ防止基本方針を参酌し、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、杵築市いじめ防止基本方針を定めるものとします。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(いじめの禁止)

第4条 児童生徒は、いかなる場合においても、いじめを行ってはなりません。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行します。

議案第 5 1 号

杵築市公民館条例の一部改正について

杵築市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記



## 杵築市公民館条例の一部を改正する条例

杵築市公民館条例（平成17年杵築市条例第197号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の表杵築市山浦地区公民館の項を削る。

別表第2 杵築市山香中央公民館の項中「、杵築市山浦地区公民館」を削る。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 5 2 号

杵築市きつき城下町資料館条例の一部改正について

杵築市きつき城下町資料館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市きつき城下町資料館条例の一部を改正する条例

杵築市きつき城下町資料館条例（平成17年杵築市条例第205号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書を削り、同条第1号中「毎週月曜日」を「毎週水曜日」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、休館日を変更し、休館又は開館することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第19条第1項に規定する指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、教育委員会の承認を得て休館日を変更し、休館又は開館することができる。
- 4 前2項の規定により休館日を変更したときは、速やかに、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第8条ただし書を削り、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、開館時間を変更し、延長又は短縮することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第19条第1項に規定する指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、教育委員会の承認を得て開館時間を変更し、延長又は短縮することができる。
- 4 前2項の規定により開館時間を変更し、延長又は短縮したときは、速やかに、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第53号

杵築市杵築城条例の一部改正について

杵築市杵築城条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市杵築城条例の一部を改正する条例

杵築市杵築城条例（平成17年杵築市条例第206号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書を削り、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、休館日を変更し、休館又は開館することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第11条第1項に規定する指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、教育委員会の承認を得て休館日を変更し、休館又は開館することができる。
- 4 前2項の規定により休館日を変更したときは、速やかに、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第5条ただし書を削り、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、開館時間を変更し、延長又は短縮することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第11条第1項に規定する指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、教育委員会の承認を得て開館時間を変更し、延長又は短縮することができる。
- 4 前2項の規定により開館時間を変更し、延長又は短縮したときは、速やかに、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第54号

杵築市大原邸条例の一部改正について

杵築市大原邸条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市大原邸条例の一部を改正する条例

杵築市大原邸条例（平成17年杵築市条例第207号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書を削り、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、休邸日を変更し、休邸又は開邸することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第16条第1項に規定する指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、教育委員会の承認を得て休邸日を変更し、休邸又は開邸することができる。
- 4 前2項の規定により休邸日を変更したときは、速やかに、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第5条ただし書を削り、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、開邸時間を変更し、延長又は短縮することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第16条第1項に規定する指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、教育委員会の承認を得て開邸時間を変更し、延長又は短縮することができる。
- 4 前2項の規定により開邸時間を変更し、延長又は短縮したときは、速やかに、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



議案第 5 5 号

杵築市佐野家条例の一部改正について

杵築市佐野家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市佐野家条例の一部を改正する条例

杵築市佐野家条例（平成17年杵築市条例第208号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書を削り、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、休邸日を変更し、休邸又は開邸することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第11条第1項に規定する指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、教育委員会の承認を得て休邸日を変更し、休邸又は開邸することができる。
- 4 前2項の規定により休邸日を変更したときは、速やかに、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第5条ただし書を削り、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、開邸時間を変更し、延長又は短縮することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第11条第1項に規定する指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、教育委員会の承認を得て開邸時間を変更し、延長又は短縮することができる。
- 4 前2項の規定により開邸時間を変更し、延長又は短縮したときは、速やかに、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第56号

杵築市重光家条例の一部改正について

杵築市重光家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市重光家条例の一部を改正する条例

杵築市重光家条例（平成17年杵築市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書を削り、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、休邸日を変更し、休邸又は開邸することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第10条第1項に規定する指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、教育委員会の承認を得て休邸日を変更し、休邸又は開邸することができる。
- 4 前2項の規定により休邸日を変更したときは、速やかに、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第5条ただし書を削り、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、開邸時間を変更し、延長又は短縮することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第10条第1項に規定する指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、教育委員会の承認を得て開邸時間を変更し、延長又は短縮することができる。
- 4 前2項の規定により開邸時間を変更し、延長又は短縮したときは、速やかに、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 57 号

杵築市磯矢邸条例の一部改正について

杵築市磯矢邸条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市磯矢邸条例の一部を改正する条例

杵築市磯矢邸条例（平成17年杵築市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書を削り、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、休邸日を変更し、休邸又は開邸することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第17条第1項に規定する指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、教育委員会の承認を得て休邸日を変更し、休邸又は開邸することができる。
- 4 前2項の規定により休邸日を変更したときは、速やかに、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第6条ただし書を削り、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、開邸時間を変更し、延長又は短縮することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第17条第1項に規定する指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、教育委員会の承認を得て開邸時間を変更し、延長又は短縮することができる。
- 4 前2項の規定により開邸時間を変更し、延長又は短縮したときは、速やかに、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第58号

杵築市スポーツ施設条例の一部改正について

杵築市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

杵築市スポーツ施設条例（平成17年杵築市条例第215号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（休場日の特例）

- 2 杵築市営山香水泳プールは、第3条及び別表第2の規定にかかわらず、当分の間、休場する。

別表第1中

「

杵築市営立石体育館	杵築市山香町大字立石2431番地
杵築市営石丸体育館	杵築市大田石丸1433番地1

」

を

「

杵築市営立石体育館	杵築市山香町大字立石2431番地
-----------	------------------

」

に改める。

別表第2中

「

杵築市営立石体育館	12月29日から翌年1月3日まで
杵築市営石丸体育館	12月29日から翌年1月3日まで

」

を

「

杵築市営立石体育館	12月29日から翌年1月3日まで
-----------	------------------

」



に改める。

別表第3 杵築市営石丸体育館の項を削る。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 59 号

杵築市 B & G 海洋センター条例の一部改正について

杵築市 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例

杵築市 B & G 海洋センター条例（平成 17 年杵築市条例第 216 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を次のように改める。

（休館日の特例）

2 プールは、第 5 条の規定にかかわらず、当分の間、休館する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 0 号

下水道事業の地方公営企業法一部適用に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について

下水道事業の地方公営企業法一部適用に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

下水道事業の地方公営企業法一部適用に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例

下水道事業の地方公営企業法一部適用に伴う関係条例の整理に関する条例（令和元年杵築市条例第73号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

（経過措置）

- 2 杵築市公共下水道事業特別会計及び杵築市特定環境保全公共下水道事業特別会計の廃止の際、これらの特別会計に属する剰余金、債権及び債務は、杵築市下水道事業会計に帰属するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 6 1 号

### 工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、杵築市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年杵築市条例第 5 3 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 工事の目的 杵築市立杵築中学校新体育館建築工事
  
- 2 変更前工期 着工 平成31年3月21日  
完成 令和 2年2月28日
  
- 3 変更後工期 着工 平成31年3月21日  
完成 令和 2年5月29日

議案第 6 2 号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

杵築市長 永 松 悟

記



1 放棄する権利 ケーブルテレビ利用料

2 債権額 896,307円

3 債務者 25人

4 債権の概要

番号	氏名	住所	年度	放棄の理由
			金額	
1	■■■■■	■■■■■ ■■■■■	平成24年度	費用倒れ
			45,740円	
2	■■■■■	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	平成24年度	費用倒れ
			75,140円	
3	■■■■■	■■■■■ ■■■■■	平成24年度	費用倒れ
			39,120円	
4	■■■■■	■■■■■ ■■■■■ ■	平成24年度	費用倒れ
			57,500円	
5	■■■■■	■■■■■ ■■■■■ ■■	平成24年度	費用倒れ
			43,420円	
6	■■■■■	■■■■■ ■■■■■ ■■	平成24年度	費用倒れ
			36,500円	
7	■■■■■	■■■■■	平成24年度	費用倒れ

		<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■</p>	56,660円	
8	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■</p>	平成24年度	費用倒れ
			48,155円	
9	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■</p>	平成24年度	費用倒れ
			14,280円	
10	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■</p>	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■</p>	平成24年度	費用倒れ
			52,460円	
11	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	平成24年度	費用倒れ
			92,990円	
12	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■</p>	平成25年度	自己破産
			11,140円	
13	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■</p>	平成25年度	費用倒れ
			34,184円	
14	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	平成26年度	費用倒れ
			14,342円	

		■		
1 5	■ ■ ■ ■ ■	■ ■	平成 2 6 年度 1 1, 0 1 6 円	費用倒れ
1 6	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 6 年度 3 4, 7 6 8 円	費用倒れ
1 7	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 6 年度 2, 6 9 6 円	所在不明
1 8	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 6 年度 5 1, 9 2 8 円	所在不明
1 9	■ ■ ■ ■ ■	■ ■	平成 2 6 年度 1 4, 6 8 8 円	費用倒れ
2 0	■ ■ ■ ■ ■	■ ■	平成 2 6 年度 6, 8 8 0 円	費用倒れ
2 1	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 6 年度 8, 6 0 0 円	費用倒れ
2 2	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 6 年度 1 9, 4 2 4 円	費用倒れ
2 3	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 6 年度	所在不明

		■ ■ ■ ■ ■	1 0 4 , 8 9 6 円	
2 4	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 6 年度 9 , 4 6 0 円	費用倒れ
2 5	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 6 年度 1 0 , 3 2 0 円	

### 5 債権放棄の理由

略 称	放棄の理由
所在不明	債務者の所在が不明であり、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄するもの。
費用倒れ	金額が、訴訟費用等に満たないと認められ、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄するもの。
自己破産	本人の破産手続が終了し、債務者が免責となったため、債権を放棄するもの。

議案第63号

杵築市山香温泉風の郷の指定管理者の指定について

次のとおり杵築市山香温泉風の郷の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月26日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称  
杵築市山香温泉風の郷
- 2 指定管理者となる団体の名称  
有限会社ペントハウスクラブ
- 3 指定管理者となる団体の住所  
大分県別府市上人ヶ浜町6番24号
- 4 指定の期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

議案第64号

風の郷パークゴルフ場の指定管理者の指定について

次のとおり風の郷パークゴルフ場の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月26日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称  
風の郷パークゴルフ場
- 2 指定管理者となる団体の名称  
杵築市パークゴルフ協会
- 3 指定管理者となる団体の住所  
大分県杵築市山香町大字倉成3226番地1
- 4 指定の期間  
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで



議案第 65 号

市道の路線廃止及び路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により市道の路線を次のように廃止し、同法第 8 条第 2 項の規定により次のように認定する。

令和 2 年 2 月 26 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 1 廃止する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
鴨川公民館 線	434.7	2.5～ 4.9	杵築市大字鴨川字鴨川 1212 番 1 地先 杵築市大字溝井字田中 4 番 地先	

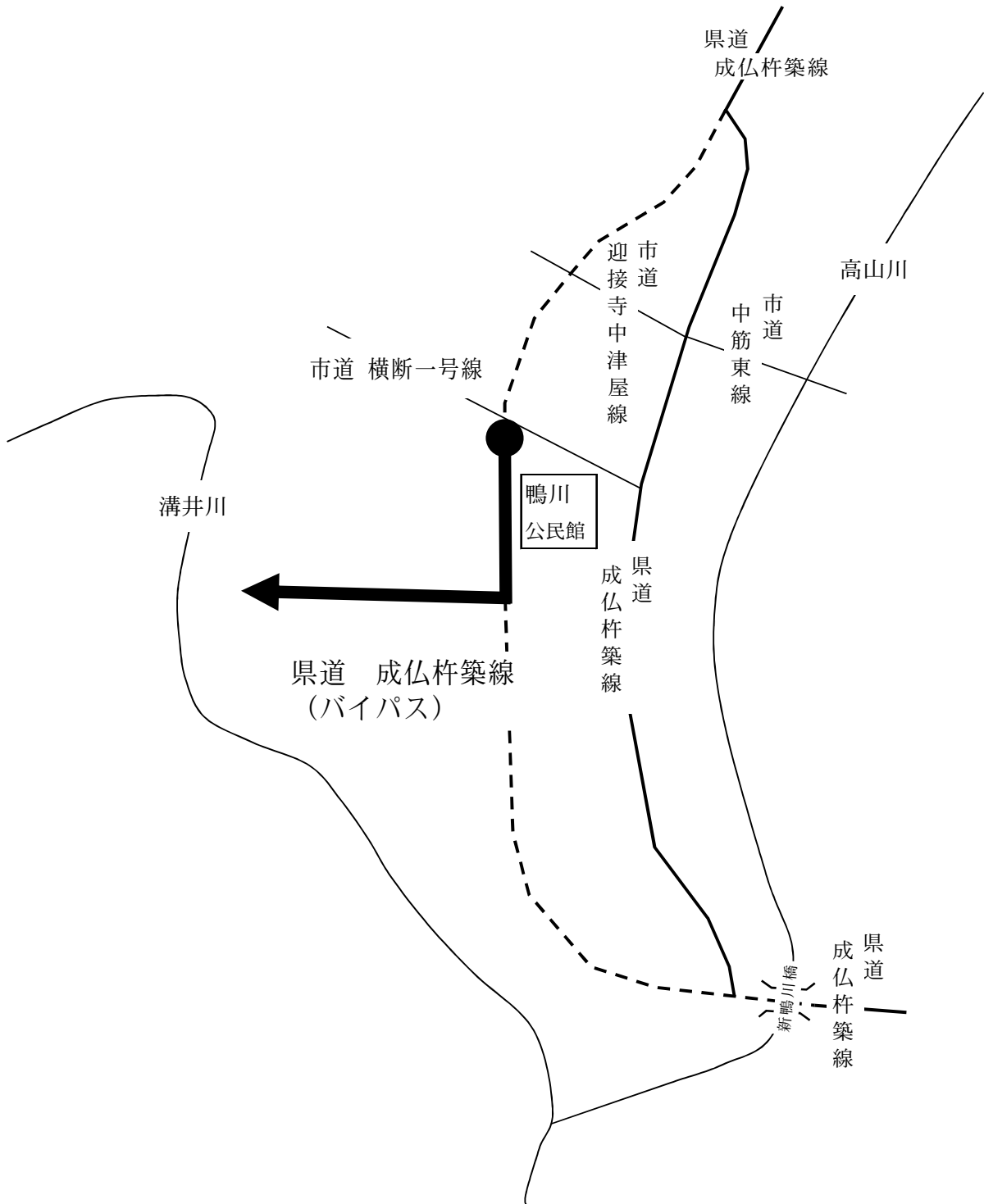
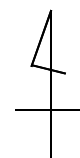
## 2 認定する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
鴨川田中線	290.0	2.5～ 6.0	杵築市大字鴨川字鴨川 1144 番 2 地先 杵築市大字溝井字田中 4 番 地先	
鴨川山迫線	694.0	3.9～ 8.7	杵築市大字鴨川字鴨川 971 番 15 地先 杵築市大字鴨川字山迫 1807 番 3 地先	

廃止

かがわこうみんかんせん  
鴨川公民館線

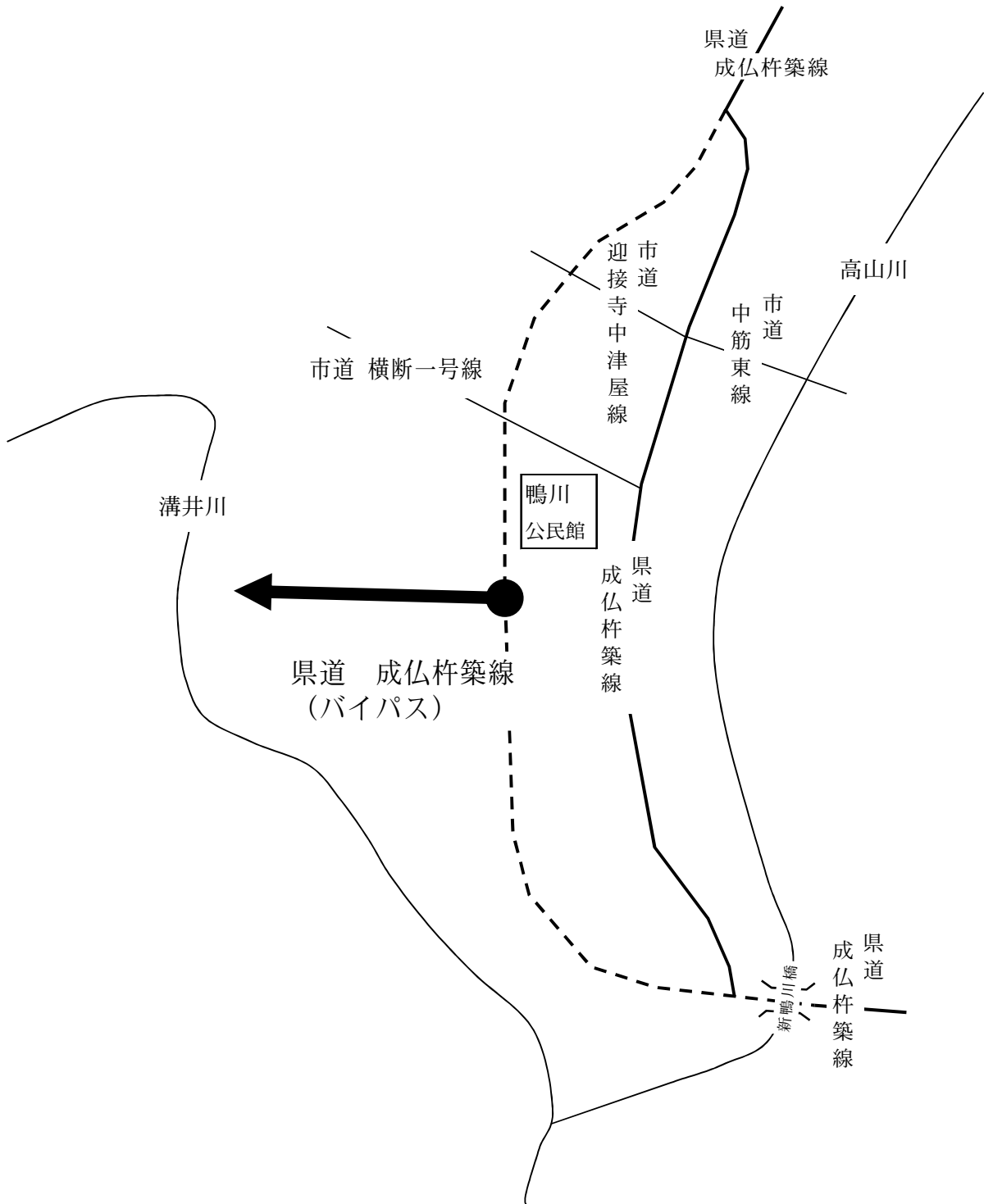
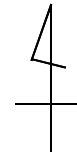
L = 434.7m  
W = 2.5m ~ 4.9m



認定

かもがわたなかせん  
鴨川田中線

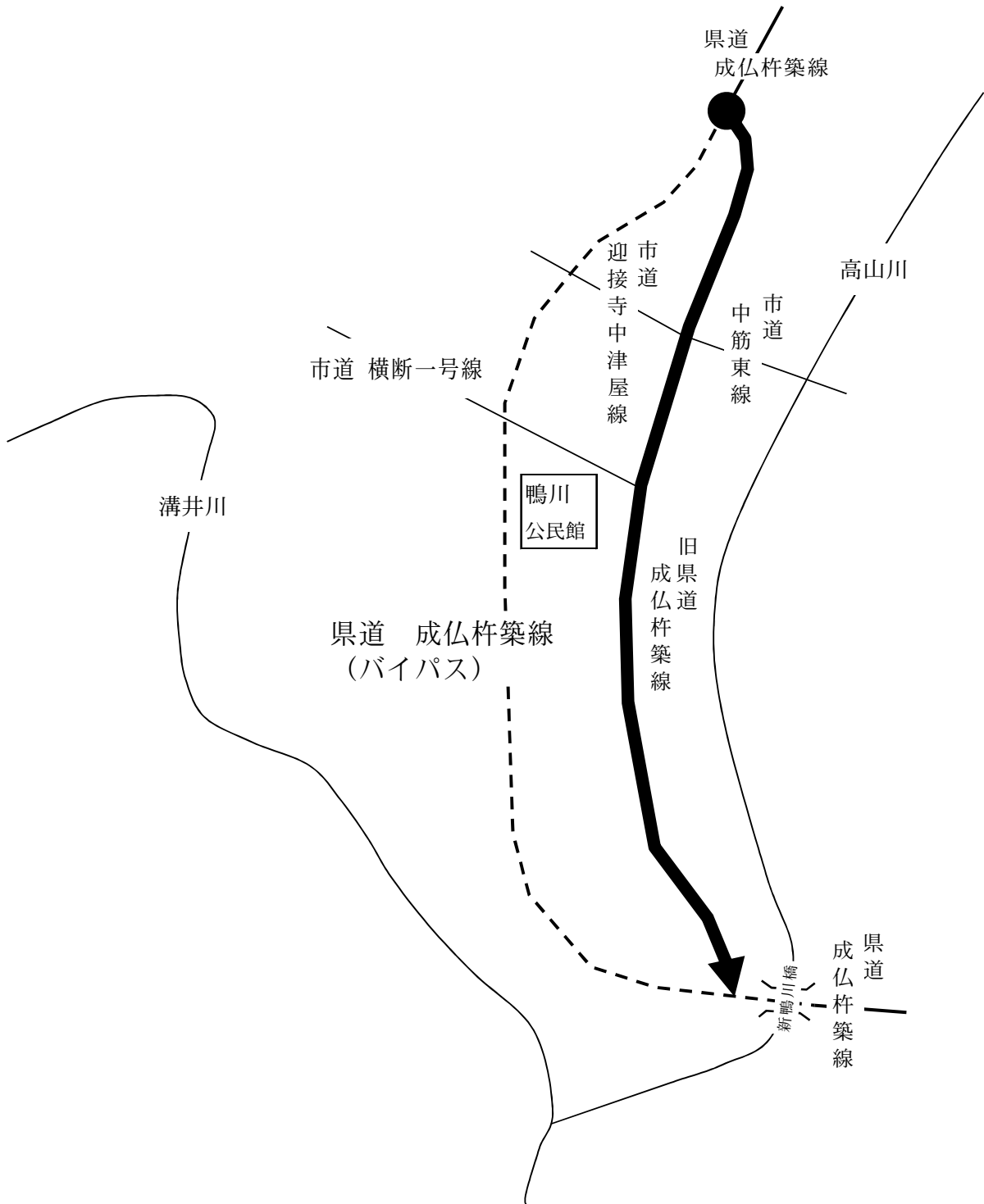
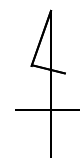
L = 290.0m  
W = 2.5m ~ 6.0m



認定

かもがわやまさこせん  
鴨川山迫線

L = 694.0m  
W = 3.9m ~ 8.7m



報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年2月26日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和元年度杵築市一般会計補正予算（第8号）・・・別冊

## 報告第2号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月26日提出

杵築市長 永 松 悟





5 示談の内容及び損害賠償の額

市は、相手方に与えた家財処分による損害賠償金50,000円を支払う。

